

# 小山工業高等専門学校技術相談取扱規程

制 定 平成27年3月11日

一部改正 平成29年3月29日

## (趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドライン（平成27年2月4日制定理事長裁定）に基づき、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における技術相談の取扱いに関し必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程において「技術相談」とは、企業等における技術的な問題を解決するため、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、および相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

## (技術相談の申込)

第3条 技術相談の申込みは原則として「技術相談申込書」（様式1）に記入し、校長へ提出するものとする。

## (技術相談の受入)

第4条 校長は前条の申込を受けたとき、次の各号に掲げる要件について検討を行い、実施するか否かを決定し、申込者に通知するものとする。

- 一 申込みのあった内容を、適切な教員に担当させられること。
  - 二 上記により担当する教員（以下「担当教員」という。）の教育・研究業務に支障のない範囲内で実施することが可能なこと。
  - 三 申込内容が、技術保証等のために独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）又は本校の名称を利用することのみを目的としていないこと。
  - 四 技術相談の結果に基づく申込者の事業や活動に、機構又は本校が過度の責任を負うことを求められないこと。
- 2 技術相談の受入に際して、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。
- 3 技術相談に関連してなされた発明等について特許等を受ける権利及びそれに基づく特許権等に関しては、秘密保持契約書の中に規定するものとする。

## (技術相談の報告)

第5条 技術相談を行った担当教員は、「技術相談報告書」（様式2）を作成し、校長へ提出するものとする。

## (技術相談料)

第6条 初回の相談料は無料とし、2回目以降の相談料は、1時間につき5,400円とする。た

だし、次の各号に該当する場合、相談料は無料とすることができる。

- 一 公的機関からの申込みの場合
  - 二 小山高専地域連携協力会会員からの申込みの場合
  - 三 共同研究又は受託研究を行うこととなった場合
  - 四 その他、校長が必要と認める場合
- 2 相談場所が学外である場合の交通費、技術相談の経過で分析等を実施した場合の費用等（以下「必要経費」という。）は、相談料とは別に徴収するものとする。
  - 3 相談料及び必要経費（以下「相談料等」という。）の請求方法は独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（機構規則第34号）に基づき、原則として調査決定後速やかに相談料等全額の請求書の発行により請求を行うものとする。
  - 4 いったん納付された相談料等は、本校の都合により受け入れを取り消した場合以外は返金しない。

#### （技術相談の実施）

第7条 担当教員が技術相談の経過で成果有体物の提供を行う場合は、独立行政法人国立高等専門学校成果有体物取扱規則（機構規則第119号）に基づき、研究成果有体物提供契約を締結しなければならない。

- 2 技術相談の結果、共同研究又は受託研究を行うこととなった場合は、速やかに共同研究申込書又は受託研究申込書の提出を受け、共同研究契約又は受託研究契約を締結し、研究を行う。

#### （事務）

第8条 技術相談に係る事務は、総務課において処理する。

#### 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 技術相談申込書

小山工業高等専門学校長 殿

下記のとおり技術相談を申込みます。

記

申 込 者	企業名等	
	役 職	
	氏 名	印
	住 所	
	電 話	
	E-mail	
担当教職員の希望	<input type="checkbox"/> 有 (担当教職員名：〇〇 〇〇) <input type="checkbox"/> 無	
相談内容	具体的にご記入ください。	

次の事項について、ご確認の上、同意いただける場合は、レをご記入願います。

秘 密 保 持	<input type="checkbox"/> 技術相談の経過において、担当教職員よりノウハウ等の提供を受けた場合、秘密保持契約を締結することに同意する。 ※同意いただけない場合、技術相談を実施することができないことがあります。
知的財産の取扱い	<input type="checkbox"/> 技術相談の経過又は結果、担当教職員の寄与により知的財産が生じた場合、当校へ書面にて通知することに同意する。 ※同意いただけない場合、技術相談を実施することができないことがあります。

(第 6 条第 1 項関係) 該当するものがある場合は、レをご記入願います。

<input type="checkbox"/> 公的機関	<input type="checkbox"/> 小山高専地域連携協力会会員	<input type="checkbox"/> 共同研究・受託研究への発展有り
-------------------------------	--	--

